

令和 8 年度

「65歳以上の介護保険料」についてお知らせします

65歳以上の人の介護保険料は、3年ごとに策定する「川根本町介護保険事業計画」に定められています。令和6年度に見直しを行い令和8年度までの保険料率等については以下の表のとおりです。

令和8年度の所得段階別第1号被保険者の保険料〔住民税の課税状況や所得額等により決まります〕

所得段階	対 象 者	保険料率	年額保険料 (月額が目安)
第1段階	次のいずれかに該当する方 ・生活保護を受給している ・住民税非課税世帯で、老齢福祉年金を受給している、または前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が82.65万円以下	基準額 ×0.285	20,100円 (1,680円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額の合計が、右のいずれかの方	82.65万円以上 120万円超	基準額 ×0.485 34,300円 (2,860円)
第3段階		120万円超	基準額 ×0.685 48,400円 (4,040円)
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯に住民税課税者がいる方で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が、右のいずれかの方	82.65万円以下	基準額 ×0.9 63,700円 (5,310円)
第5段階		82.65万円超	基準額 ×1.0 70,800円 (5,900円)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が右のいずれかの方	120万円未満	基準額 ×1.2 84,900円 (7,080円)
第7段階		120万円以上 210万円未満	基準額 ×1.3 92,000円 (7,670円)
第8段階		210万円以上 320万円未満	基準額 ×1.5 106,200円 (8,850円)
第9段階		320万円以上 420万円未満	基準額 ×1.7 120,300円 (10,030円)
第10段階		420万円以上 520万円未満	基準額 ×1.9 134,500円 (11,210円)
第11段階		520万円以上 620万円未満	基準額 ×2.1 148,600円 (12,390円)
第12段階		620万円以上 720万円未満	基準額 ×2.3 162,800円 (13,570円)
第13段階		720万円以上	基準額 ×2.4 169,900円 (14,160円)

- 令和6年度から令和8年度の介護保険料 基準額：月額5,900円（年額70,800円）
- 第1段階から第3段階は、公費による軽減強化が行われております。
- 月額保険料は年額保険料の12分1で算出している為、目安になります。実際の納入いただく金額は納入通知書にてお知らせします。

※法改正により令和8年(2026年)4月1日より第1段階から第5段階の基準所得金額が「80.9万円」から「82.65万円」に変更されました。

【問】高齢者福祉課 長寿介護室 ☎0547(56)2234

◆8月お買得情報◆

新宮ベルカッター草刈り機

大特価キャンペーン!

SRX-2020L	20cc/4.1kg	ループハンドル	売価	39,820円
SRX-2020H	20cc/4.4kg	両手ハンドル	売価	42,020円
SRX-2026L	26cc/4.4kg	ループハンドル	売価	42,020円
SRX-2026H	26cc/4.6kg	両手ハンドル	売価	42,020円

R8.2月
新発売!

一部取り寄せ品

各2台限定!!

農機具の購入・修理・改造など、お気軽にご相談下さい。
地域のお店だからこそ、丁寧に・迅速に対応致します。

前田機材

川根本町上長尾 795-1
Tel・Fax 0547-56-0006